

アメリカにおける裁判官選挙の 言論制約と「司法の公平性」

重 村 博 美

はじめに

アメリカ合衆国諸州における裁判官選任方法は、様々な形態がある。それらを大別すると、連邦裁判所裁判官・一部の州における立法部の指名ならびに行政部の任命、あるいは一般に Merit System と呼称される市民や法律専門家（弁護士）などにより構成される裁判官指名委員会が指名した裁判官候補者を行政部の長（知事）が任命する、といった選挙に基づかない方法、そして現在、39州で実施されている選挙による方法である。後者は、さらに3種類に分類される。裁判官候補者が立候補時に所属する政党名を示して選挙に臨む「党派的選挙」、またその逆に政党名を示さない「非党派選挙」、そして Merit System により任命後におこなわれる「再任選挙（信任投票）」である⁽¹⁾。

2002年、連邦最高裁判所は、Republican Party of Minnesota v. White 事件判決において、「州司法部の公平性の維持」を目的として制定した

(1) Sheldon Goldman, Judicial Selection, in Encyclopedia of American Judicial System, at 585-587 (1987). なお、Merit System の成立過程ならびに裁判官指名委員会における問題点を指摘したものとして拙稿「アメリカにおける裁判官選任方法——裁判官指名委員会を中心に——」近畿大学法学48巻2号197頁以下（2001年）。

Minnesota 州の裁判官候補者に対する言論制約規定を合衆国憲法修正 1 条違反と判示した。問題となった Minnesota の裁判官行為規則の規範 5 は、次のような規定である。「裁判官候補者は、議論ある法的・政治的問題について自己の見解を announce（公表）してはならない」。

裁判官を非党派選挙により選出する Minnesota 州において、裁判官候補者を他の公職（立法部・執行部）の候補者と区別し、裁判官候補者のみ厳格な選挙運動規制を科すことの正当性が問題となった本件では、「司法の公平性」の定義をめぐって、ひいては裁判官選任方法をめぐる議論にまで発展をした。Minnesota 州同様に、非党派選挙を実施し、裁判官候補者に対する言論制約をおこなっている州では、「司法の公平性」あるいは「市民に対するアカウントビリティ」、いずれを裁判官選任の主要な目的とするのか選択の時期が到来しているともいえる。もし、後者を追及するならば、裁判官としての資質の有無のみを争点とする非党派的選挙による選任は、その目的を達していないであろう。

本論文では、裁判官候補者に対する言論制約が争われた事例を題材に「司法の公平性」の意味について憲法学的観点から検討し、そこから司法の公平性、アカウントビリティ双方の立場から裁判官選任方法のあるべき姿について明らかにしたい。

1 章では、言論制約の歴史的展開として、裁判官公選制ならびに裁判官候補者に対する言論制約が課された経緯について概説する。各州の定める裁判官候補者に対する言論制約は、ABA（アメリカ法曹協会）が制定した裁判官倫理規範がその基礎にある。ここでは、ABA の裁判官倫理規範における言論制約条項について示す。

2 章では、連邦最高裁判所において初めて裁判官言論制約の問題について判断した Republican Party of Minnesota v. White 事件判決を挙げる。ここでは announce 条項の合憲性の検討を通じて法廷意見が示した「司法

の公平性」の意味についても検討をおこなう。

3章では、裁判官選挙の是非について、裁判官選挙をめぐる実情・投票者の裁判官選択基準などから浮き彫りにしたい。

1章 裁判官選挙における言論制約の歴史的展開

(1) 裁判官公選制の導入

アメリカにおける裁判官選任方法は、様々な形態がある。イギリス植民地時代のアメリカ司法部に対する数々の圧政の歴史は、単独の人物に裁判官選任を委ねることを拒んだために、連邦裁判官では大統領の指名ならびに上院の任命による方法、州では弁護士や市民などから構成される裁判官指名委員会が候補者を指名し知事が任命し、一定期間終了後再任選挙に服さしめる、いわゆる Merit System による方法など、複数の人物が関与する方法を導入した。

裁判官公選制は、1812年の Georgia 州下級裁判所裁判官選任が端緒とされる。また、1830年代当時、裁判官を含む全ての公職を選挙により選出することを標榜したいわゆる Jacksonian Democracy の影響は、裁判官公選制拡大を後押しした。特に、南部諸州では、任命制と比較すると人種差別なく公平に選出可能だと信じられていたために、多く採用された⁽²⁾。

しかし、1860年代、裁判官としての資質に問題がある人物の存在が明らかになった。その例として、New York 州の Tammany Hall の裁判官汚職⁽³⁾ が有名であろう。問題視された裁判官は、主に公選制により選出され

(2) Matthew J. O'Hara, Reflection of Judicial Election Candidates Free Speech Rights after Buckley: A Compelling Constitutional Limitation?., 70 Chi-Kent L. Rev. 197, 207 (1994).

(3) Id., at 205.

た、知名度があり高額な選挙資金を支弁できるといった裁判官職をただ単に名誉職として捉えた人物であり、法的資質をもちあわせていなかった。また、政党の発展・拡大傾向が顕著となると、裁判官候補者の政治的思考が露骨に示された。しかし、他に選択基準をもたない市民は、政党を無視できず、重要視し始めそれが選択基準となっていた⁽⁴⁾。

そこで政党による選挙への影響を懸念した州は、まず、選挙における政党の影響を排除するために、裁判官候補者がいずれの政党に属しているかを明示せずにおこなう非党派選挙を提案した。とはいうものの、非党派的選挙であれ、党派的選挙によるものであれ公選による裁判官の法的素養の不足は、決定的であった。また有能な人物は、裁判官選挙という試練にわが身をさらす事を欲せず、しかも高額な選挙費用や任期の短さを考えると、決して魅力ある職とはいえなかったのである⁽⁵⁾。

これら問題点を解決すべく、ABA は、1921年に Kales が案出した Missouri plan を選挙と任命との両者のメリットを兼備えた妥協案として提示した。その後も引き続き検討を重ねた ABA は1937年、指名委員会で裁判官資質の検討ならびに指名をおこない、行政部の長が任命をするという現在の Merit System の原型を作り、Missouri 州において1940年の最初の導入以降、多くの州で採用された。

とはいえ、選挙のみによる裁判官選任も現在39州（その内非党派的選挙は20州）⁽⁶⁾ のいずれかの裁判所管轄で依然として採用されている。裁判官

(4) この点につき、Roscoe Pound は「裁判所を政治の中に押し込み、裁判官を無理やり政治家に従わせることは、裁判所に対する伝統的な敬意を破壊するものである」と述べる。Roscoe Pound, *The Cause of Popular Dissatisfaction with the Administration of Justice*, 40 A.M. L. Rev. 748 (1906).

(5) 田中英夫「アメリカにおける裁判官の選任方法（2・完）」法学協会雑誌78巻3号280-81頁（1961年）。

(6) Richard Briffault, *Judicial Campaign Codes After Republican Party Of Minnesota v. White.*, 153 U. Pa. L. Rev. 181 (2004).

選挙を支持する説は、任命制に比べ選挙による選出のほうがむしろ政治家の影響を排除するという。市民が選挙により選出する裁判官は、市民からの直接のコントロールを受ける（つまり次期選挙での落選）ために、むしろ市民の意思を尊重した判決を下すとされるのである⁽⁷⁾。

だが、次の問題点も指摘される⁽⁸⁾。まず、政党ならびに選挙費用を提供する人物や団体などとの密接な関係性が生じ、裁判の公平性・中立性を損なう恐れが生じること。第二に、一般市民が裁判官として必要な資質を判断可能かということ。しかも、市民生活に直結する事柄が争点となる立法部や執行部選挙と比較すると、裁判官選挙に対する市民の関心は低いといわざるを得ない⁽⁹⁾。また、以下で検討をするように、裁判官候補者は、選挙の最大の争点である自身の政治的・法的見解を述べること禁じられている⁽¹⁰⁾。そのため市民は、利益団体やマスメディアなどが一方的に流す情報を基に、自己にとって有利な判断をする人物や候補者の所属する政党などに依拠し、判断せざるを得ない状況が見られる。

(2) 裁判官候補者に対する言論制約条項の制定

裁判官候補者に対する言論制約規定は、州が各々の州法ならびに裁判官

(7) Michael Richard Dimino, Sr., Counter-Majoritarian Power and Judge's Political Speech, 58 Fla. L. Rev. 53, 74-77 (2006).

(8) Id.

(9) Michell T. Friedland, Disqualification or Suppression: Due Process and the Response to Judicial Campaign Speech, 106 Colum. L. Rev. 563, 620 (2004).

(10) ABA が裁判官言論制約を支持する理由は、裁判官の公平性と市民の司法に対する信頼を確保することにあるという。公選制は、市民にとって公正に問題を解決する能力について信頼を損なうとした。Lloyd B. Snyder, The Constitutionally and Consequences of Restrictions on Campaign Speech by Candidates for Judicial Office, 35 UCLA L. Rev. 207, 214 (1987).

倫理規則などの形式のなかで設ける。しかし、それは各州が独自に規定したものでなく、ABA が制定した裁判官倫理規範 (Canon of Judicial Ethics: 以下規範という) が基礎となる⁽¹⁾。その規範拘束力は、mandatory なものから suggested なものまで一様ではないが、違反に対する懲戒処分も規定する⁽²⁾。以下では、ABA の倫理規範について概略する。

裁判官に対する ABA 規範制定の端緒は、現職裁判官の Landais が、メジャーリーグのコミッショナーも兼務したことにある⁽³⁾。同じ法曹である弁護士には、1908年に懲戒規定をも含めた形での倫理規定が既に存在していたものの、裁判官に対しては合衆国憲法あるいは州憲法の規定する「身分保障条項」に阻まれ、存在しなかった⁽⁴⁾。

そこで1924年、ABA は、再度裁判官の倫理規則として Canon of Judicial Ethics (裁判官倫理規準：以下規準とする) を示した。この規準は、当時の連邦最高裁判所長官の Taft が委員会の議長となり策定されたもので、その年の ABA の年次総会で採択された⁽⁵⁾。その規範³⁰は、裁判官選挙

(1) Voting and Democracy, II. Judicial Elections and Free Speech, 119 Harv. L. Rev. 1133, 35. n.13 (2006).

(2) Penny J. White, Judgeing Judges: Securing Judicial Independence by use of Judicial Performance Evaluations., 29 Fordham Urb. L. J. 1053(2002). 裁判官言論違反に対する懲戒処分 (資格剥奪あるいは忌避) について詳細に検討したものとして See., Michell T. Friedland, Disqualification or Suppression: Due Process and the Response to Judicial Campaign Speech, 106 Colum. L. Rev. 563, 620 (2004).

(3) Cristpher Rapp, Note., The Will of the People, the Independence of Judiciary, and Free Speech in Judicial Elections After Republican Party of Minnesota v. White, 21 J.L. & Pol. 103, 105 (2005).

(4) Randall T. Shepard, Campaign Speech: Restraint and Liberty in Judicial Ethics., 9 Geo. J. Legal Ethics 1059, 1063 (1996).

(5) See, Stephen Gillers & Roy D. Simon, Jr., Regulation of Lawyers: Statutes and Standards 641 (2001).

運動時の言論制約について次のように規定する。「裁判官候補者は、職務に付随する約束 (promise)、また、class support を確保するために議論ある問題について、事前に announce (公表) すべきではない (should not)」（一般に announce 条項と呼ぶ）⁽⁶⁾。Taft は、この規定を「裁判官、裁判官候補者の理想的な行為を示したもの」であるとし、法的拘束力を否定する声明をした⁽⁷⁾。しかし、裁判官に対するこの種の規範を持たない多くの州は、この ABA の示した規範を実質的ルールとして扱い、それを手本に、州法または州最高裁判所規則といった形式をとり導入をした。

この ABA が示した規準は、1960年代後半まで半世紀近く改正されず放置されたことから、1969年に新たな倫理規則の制定が求められ、ABA は改訂に着手した⁽⁸⁾。California 州最高裁判所長官である Traynor を議長として作業が進められ、1972年には全 7 編構成の Code of Judicial Conduct (裁判官行為規則：以下規則) として改められた。この1972年の規則は、1924年規則と比較すると基本構成の相違は見られないが、裁判官選挙運動に関する条項では、明らかな相違がみられる。それによると「裁判官候補者は、議論のある法的・政治的問題について自身の見解を announce (公表) してはならない」⁽⁹⁾ と規定し、これまでに具体的に示されなかった発言内容に踏み込んだ言論規制をおこなった。また、これを基礎にした州

(6) Id, at 1064. n.21. (See, Report of the Forty - Seventh Annual Meeting of the American Bar Association 765, at 767, Canon 303).

(7) Rand T Shaperd, Campaign Speech: Restraint and Liberty in Judicial Ethics., 9 Geo. J. Legal Ethics 1059, 1065 (1996).

(8) ABA の今回の改定がなされた背景には、Jhonsen 大統領が Abe Fortas を連邦最高裁判所裁判官に指名した際、Fortas が倫理的に不適切な言動をしたとして上院が非難し承認を拒否した事件が発端にあるとされる。David W. Neubauer & Stephen S. Meinhold, *Judicial Process: Law, Courts, and Politics in the United States* at 507 (3d ed. 2004).

(9) Model Code of Judicial Conduct canon 7(B)(1)(c) (1972).

法ならびに規範が47州で策定された²⁰⁾。だが、条項の厳格化を疑問視した11州では、ABAを基範としつつも、各州独自の条項修正などが施されている。その後、再度おこなわれた1972年のABAの行為規範改正では、announce条項と同様の言論制約規定となりうるPledges条項ならびにPromises条項を導入し、当時わずか3州ではあるが採用した²¹⁾。

1990年にも、ABAは規則改訂をした。全体で5編構成となった今回の改訂は、選挙運動時の候補者言論制約をこれまで以上に強固するため、裁判官候補者²²⁾の政治活動に3点の制約を課している。まず、「裁判官職務に関わる行為についての公約(pledge)、約束(promise)をしてはならない」。そして、「裁判所に提起される見込みのある事件・議論が示されている問題について、候補者を言質で縛るような制約(commit)あるいは公表(appear)するような言説を禁止する」。最後に「裁判官候補者、その候補者に反対する人物についてのアイデンティティ・資質・現在の立場あるいはその他の事柄につき、故意に間違えて伝えてはならない」²³⁾と規定した。ただし、問題となったannounce条項については削除された²⁴⁾。

²⁰⁾ 裁判官行為規範を制定しなかった州は、Montana・Rhode Island・Wisconsin州である。Randall T. Shepard., Campaign Speech: Restraint and Liberty in Judicial Ethics., 9 Georgetown Journal of Legal Ethics. 1059 (1996).

²¹⁾ Pachel Paine Caufield, In the wake of White: How states are Responding to Republican Party of Minnesota v. White and How Judicial Elections are Changing., 38 Akron L. Rev. 625 (2005).

²²⁾ 1990年規範が示す候補者(candidate)とは、裁判官席に選挙されあるいは任命した立場を求めている候補者を意味する。そのため全ての裁判官に適用する積極的な影響があるとする見方がある。Matthew J. O'Hara, Supra note 2., at 229. n.244.

²³⁾ Model Code of Judicial Conduct Canon 5(A)(3)(d)(i)-(ii) (1990).

²⁴⁾ Lisa L. Milord, The Development of the ABA Judicial Code 50 (1992).

この1990年規則とそれ以前の1972年規則との最大の相違点は、やはりその規範拘束力にある。1972年の規範は、裁判官の政治的行為に対して「shall not (してはならない)」としていたが、1990年には「should not (すべきではない)」と、字句を改めることで勧告的意味合いを強固にした²⁵⁾。とはいうものの、この規範改正に対して、各州の対応は様々であった。25州は、1990年の規範改正に沿った形で州法・最高裁判所規則などの改正をしたが、拘束力強化を懸念した4州では、規範を無視した独自の規範改定をした。

さらに、2003年8月にも後述する2002年 White 事件の連邦最高裁判所の違憲判決を契機に、ABA は裁判官行為規則を改訂した。前回同様 announce 条項自体は設けられなかったが、それと同義とみなされるにも拘らず判決で具体的には触れられなかった comittment 条項, pledges 条項そして選挙資金の調達禁止条項を示した規定は存置され、再規定がなされた²⁶⁾。Canon 5 (A)(3)(d)(i)は、「裁判官職の候補者は、裁判所に提起される可能性のある事件・議論・問題について、また職務に付随する義務を公正に履行することに矛盾する公約 (pledges), 約束 (promise), 制約 (commitment) をしてはならない (shall not)」。更に「候補者あるいは反対勢力についてのアイデンテティ, 資質, 現在の立場あるいは他の事実を故意に誤って伝えてはならない」と規定する。

ABA 規範の基本理念は、「裁判官候補者は、裁判官の威厳を適切に維持し、司法の公平性・維持そして独立に相応しい方法で行動することを要求する」²⁷⁾として、幾度にも亘る改定においても変化は見られない。しかし、

²⁵⁾ Randll T. Shapard, Campaign Speech: Restraint and Liberty in Judicial Ethics., 9 Geo. J. Legal Ethics, 1059, 1066 (1996).

²⁶⁾ 選挙資金規定について Canon 5(A)(3)(d)(i)は、「裁判官候補者は、裁判官選挙において献金を個人に懇請してはならず、候補者の選挙運動団体は、個人的な献金を受領してはならない」。

2003年規範とそれ以前の規範との最大の変化は、資格剥奪規定の拘束力の強化にある。1972年・1990年規則は、「裁判官の公平性が合理的にみて疑義があるとき」に資格剥奪がなされるとしていた。これに対して2003年改訂では、「裁判官あるいは裁判官候補者が特定の事件についての問題や議論について、裁判官を言質で縛り、あるいは公的な言説をするように見られた場合」には資格剥奪（すなわち、懲戒対象）となると規定する⁷⁷。この規定についてABAの常任委員会は、「裁判官の選挙運動における言論を直接的に制限する目的で制定」したものだとの説明をした。そのため、announce条項による直接の禁止規定がなくとも、裁判官ならびに裁判官候補者の発言を以前にも増して制約することが可能となってしまったのである⁷⁸。

そのなかで再度2005年に行われた規範改正では、裁判官候補者⁷⁹の言論について「裁判所組織・行政そして管理の点で選挙公約をすることを候補者に認める」と規定し、方向転換を図った⁸⁰。この規定がなされた背景には、ABAが裁判官選任方法として提示したMerit Systemの推奨を明確に示したものとする見解もある⁸¹。

⁷⁷ Model Code of Judicial Conduct Canon 5A(3) (2003).

⁷⁸ Id.

⁷⁹ Matthew J. Medina, The Constitutionality of the 2003 Revisions to Canon 3(E) of the Model Code of Judicial Conduct, 104 Colum. L. Rev. n.59 (2004).

⁸⁰ Model Code of Judicial Conduct Canon 5 (2005). 2005年の改訂では、対象者を拡大し、裁判官選挙による全ての選出方法（党派的・非党派的・Merit Systemによる再任選挙）に服する裁判官ならびに裁判官候補者全てが対象とされた。

⁸¹ Id. これにより候補者は裁判官職に就任の際、自身に係属する事件の蓄積分を減少させるとの公約が可能となった。

⁸² Mary Eileen Weicher, Jona Goldschmidt, The Expansion of the First Amendment in Judicial Elections: Another Cause for Reform, 38 Loy.U.Chi.L.J. 833, 863 (2007).

次章では、announce 条項を中心に、裁判官候補者の選挙運動における言論制約事例を検討する。

2 章 裁判官選挙における言論制約の事例

1990年に ABA が裁判官行為規則を定め、それに呼応した多くの州では倫理規定の見直しをおこなった。裁判官候補者に対する言論制約規定も同様である。しかし、依然として Minnesota 州を含む 9 州では、announce 条項は存置され⁶³⁾、その合憲性を争う訴訟が州裁判所に多く提起された⁶⁴⁾。州は、announce 条項の制定目的を「州司法部の公平性の維持」に求めるが、これに対し候補者側は、条項が合衆国憲法修正 1 条に反するという⁶⁵⁾。特に、非党派選挙では、announce 条項により「有権者が候補者の政治的信念の共有の制限の可能性」を示唆する⁶⁶⁾。だが、announce 条項の合憲性について判断をおこなった連邦下級裁判所ならびに州裁判所の判断は、二分した。まず、州に規制をおこなう compelling interest があるとして主張を認めて合憲と判断⁶⁷⁾ するものであり、そして、司法部の利益と選挙民に

⁶³⁾ See, Alexandra Haskell Young, *The First Chink in the Armor? The Constitutionality of State Laws Burdening Judicial Candidates After Republican Party of Minnesota v. White*, 77 S. Cal. L. Rev. 443, 34. n6 (2004).

⁶⁴⁾ Michael Richard Dimino, Sr., *Counter-Majoritarian Power and Judges' Political Speech*, 58 Fla. L. Rev. 53, 106 n.252. (2006).

⁶⁵⁾ Promises 条項ならびに Pledges 条項も同様に争われた。

⁶⁶⁾ J. David Rowe, *A Constitutional Alternative to the ABA's Gag Rules on Judicial Campaign Speech*, 73 Tex. L. Rev. 597, 603 n.63 (1995).

⁶⁷⁾ 代表的な事例として, *Stretton v. Disciplinary Board*, 944 F.2d 137(3d. Cir. 1991). この事例は、Pennsylvania 州の announce 条項について争われた事件で、連邦控訴裁判所は、選挙期間中の発言は合衆国憲法修正 1 条の下にあることを指摘しつつも、announce 条項は「司法部の公平性」を維持するために厳格に解釈された規範であるとして、合憲と判断をした。

対するアカウントビリティの両者を比較衡量したうえで、候補者側の主張を認め違憲と判断するもの³⁸⁾である。

以下では、これら判断が分かれた州判決について、一つの判断基準となった2003年の *Republican Party of Minnesota v. White* 事件判決について事例の概要を示すとともに、その合憲性判断基準を検討する。

(1) *Republican Party of Minnesota v. White* 事件判決

(事件の概要)

Minnesota 州では、1912年以降、全ての州裁判所裁判官を非党派選挙により選出していた³⁹⁾。そして1972年の ABA 裁判官行為規則規範 7(B)を範に制定された州裁判官行為規則 5(A)(3)(d)(i)は、「現職裁判官・立候補予定である弁護士を含む全ての裁判官候補者は、議論がある法的・政治的問題について、自身の見解を announce してはならない (shall not)」⁴⁰⁾と規定し、これに抵触した者は懲戒対象⁴¹⁾とした。

1996年、原告の一人である Gregory Wersal は、Minnesota 州最高裁判所裁判官に立候補した⁴²⁾。選挙期間中に彼は、犯罪、福祉そして妊娠中絶

³⁸⁾ 代表的な事例として、*Buckley v. Illinois Judicial Inquiry Board*, 997 F.2d 224 (7th Cir.) (1993). Illinois 州の announce 条項の合憲性について、連邦地方裁判所は修正14条のもとで、当該規定が「あいまい不明確」であるために無効であると判断した。しかし第7巡回区控訴裁判所は、条項が州の利益を有効に促進する一方で、候補者にはこの規定の存在により「選挙運動の場において完全に沈黙を余儀なくされることから選挙民の利益を損なう」として裁判官候補者その他の公職を同等に扱い、違憲と判断をした。

³⁹⁾ *White I*, 536 U.S. 765, 768 (2002).

⁴⁰⁾ *Id.*(quoting Minn. Code of Judicial Conduct Canon 5(A)(3)(d)(1)(2002)).

⁴¹⁾ *Id.*(citing Minn. R. Bd. on Jud. Standards 11(d)(2002)). 現職裁判官に対する処分としては、解職・譴責・民事罰・罰金なしの執行猶予のいずれかであり、弁護士に対しては、資格剥奪・執行猶予・保護観察を含む罰のいずれかと規定されていた。

⁴²⁾ *Id.*

といった問題を扱ったいくつかの州最高裁判所判決を非難する文書を配布した⁽⁴³⁾。しかし、彼はこの行為が announce 条項に抵触する危惧をもったために、弁護士候補者の倫理違反を調査し訴追する権限を有する Office of Lawyers Professional Responsibility（以下：委員会と略）に対してその可能性の有無について判断を求めた。しかし、申立が却下されたために、立候補を断念せざるをえなかったという⁽⁴⁴⁾。

1998年、彼は再度、最高裁判所裁判官に立候補をした。その際彼は、委員会に対して「announce 条項に基づいて候補者の言論を調査し、あるいは違反した場合において、訴追する可能性があるかどうか」の勧告的意見を再度求めた。これに対し、委員会は「同州の規定する条項は、その合憲性に重大な疑義がある。しかし、候補者である彼が、選挙期間中の発言内容のリストを提示しなかったために、回答できない」⁽⁴⁵⁾とした。

これを受け彼は、条項が合衆国憲法修正1条に抵触すると主張し、条項を不適用とするインジャンクションを求めた。同時に委員会も、「条項の存在自体が、彼の見解についての公表を抑制してしまう故に、選挙民にとっても彼の見解を聞くことができない。結果として選挙民は、彼を支持することも不支持とすることも不可能となる」との見解を示した⁽⁴⁶⁾。両当事者は、連邦地方裁判所に Summary Judgment を求めたのが本件である。

（連邦地方裁判所・連邦控訴裁判所の見解）

まず、連邦地方裁判所は、同州の規定する条項を「狭義に解釈すると (narrowly tailored) 合憲になると確信する」と示した⁽⁴⁷⁾。

(43) Id.

(44) Id. at 768-69.

(45) Id. at 769.

(46) Id. at 769-70.

(47) Republican Party v. Kelly, 63 F. Supp. 2d 967, 985 (D. Minn.) (1999).

そして、第8連邦控訴裁判所は、2対1でアナウンス条項の合憲性を支持した⁴⁸⁾。まず、「announce 条項は、公職の候補者の資質についての言論を制限するために、修正1条が保障する自由な言論の中心となる言論領域の重荷になる」。しかし、条項を厳格に適用したとしても「州は司法部の公平性について『compelling interest』をもち、なおかつ条項はその目的を果たすために精密に制定された規定」である。また、「狭義に解釈した(narrowly tailored) announce 条項は、判例法についての一般的な討論、条項の規制適用外にある裁判官候補者の司法的なイデオロギー、公職候補者の資質に関連する多くの問題についての討論をすることを容認する」⁴⁹⁾と判断し、連邦地裁判決を容認した。

しかし、Beam 裁判官による反対意見は「条項は、選挙運動それ自体を効果的に禁止した。それゆえ、裁判官の独立と公平性についての州の利益保護は、裁判官選任方法を改正する州憲法の修正といった別の方法を通じて成し遂げられる」と述べた⁵⁰⁾。

(連邦最高裁判所の見解)

Republican Party of Minnesota は、2001年9月にサーシオレイライを求め、翌2002年6月⁵¹⁾に、連邦最高裁判所は、5対4で同州最高裁判所規則が定めたアナウンス条項を合衆国憲法修正1条違反⁵²⁾と判断した。Scalia が法廷意見を執筆(Rehnquist, Thomas が同意)し、これに

⁴⁸⁾ Republican Party v. Kelly, 247 F.3d 854 (8th Cir.) (2001).

⁴⁹⁾ Id.

⁵⁰⁾ Id at. 882, 894, 902 (Beam. J., Dissenting).

⁵¹⁾ Republican Party of Minnesota v. White, 536 U.S. 765 (2002). 本件に関して、寺尾美子「裁判官公選制と言論の自由 Republican Party of Minnesota v. white, 122 S. Ct. 2528 (2002)」。(2003-2) アメリカ法345頁。

⁵²⁾ Id. at 788.

O'Connor と Kennedy が結果同意意見を示した。また Stevens (Souter, Ginsburg, Breyer が同意), Ginsburg (Stevens, Souter, Breyer が同意) が反対意見を示した⁶³。

Scalia は、まず announce 条項を修正 1 条違反と判断するうえで、条項が州の主張する司法部の「公平性の維持」⁶⁴ が、compelling state interest に奉仕するよう狭義に解釈された (narrowly tailored) ものか否かについて判断⁶⁵ をする。そしてこの問題を解くために、司法の「公平性」の意味づけについて、可能性をもつ 3 点から指摘した⁶⁶。まず、伝統的な意味づけとして、裁判官が全ての訴願人に対して同様の方法で法適用を保障する、つまり手続に対する「偏見の欠如 (lack of bias)」⁶⁷、第二に、特定の法の見解を支持・不支持についての「先入観の欠如 (lack of preconception)」⁶⁸、第三に、裁判官が先入観に反対し説得に対して開かれたままであると言う意味での「openmindedness」⁶⁹ である。これら意味づけに対して Scalia は、「公平性」について第三の意味づけは望ましいものであるが、announce 条項にはいずれにおいても適用されないと述べた⁶⁰。そして announce 条項が、厳格審査の要件である compelling states interest にも該当しないと述べた。

さらに、Scalia は Minnesota 州が裁判官選挙を選択したことならびに、

⁶³ Id. at 775.

⁶⁴ 「司法部の公平性」と「司法権の独立」との双方の用語の相違について Scalia は「司法権の独立は『司法の公平性』という用語の同義語以上のものになるかもしれない」と述べる。Id at. 775. n.6.

⁶⁵ Id. at 774.

⁶⁶ Id. at 775-81.

⁶⁷ Id. at 775-76.

⁶⁸ Id. at 777.

⁶⁹ Id. at 778.

⁶⁰ Id. at 778.

投票者の利益問題について候補者の発言を禁止した announce 条項との間の緊張関係についても言及をする⁶¹⁾。すなわち、この緊張状態は「ABA が裁判官選挙よりもメリットシステムを選好していることから生じている」ともいう。これらのことから修正1条は「選挙における議論から裁判官候補者を妨害し、適切な選挙原則を残すことによってその目的を成し遂げることを許すものではない」と判断をした⁶²⁾。

しかし、Stevens は反対意見で、次のように述べる⁶³⁾。「announce 条項は、公平性の体裁とその現実を維持する目的で制定されており、これが compelling states interest に該当する」という。また、多数意見で修正1条が立法部の選挙と同様に裁判官選挙においても保障されるか否かについて何も触れていないことにも異を唱える。「候補者の資質に関する討論は修正1条の保障の中心である。政府は、選挙期間中に候補者が投票者に対して選挙に関連する情報を伝達することを禁止してはならない」⁶⁴⁾と述べ、立法部の選挙と裁判官選挙が同等の保障の受けると示した。

つまり4人の反対意見は、openminded な裁判官は訴願のための適正手続を用意することは絶対必要なものとみなしていると考えられる⁶⁵⁾。というのも、「法の本質は、裁判官に対して選挙民の多数派が好まない方法でのルール適用を要求することにある」という。このような立場によれば、announce 条項の容認は、「少数者の利益保護を困難にする」⁶⁶⁾からである。

61) Id. at 787.

62) Id. at 788.

63) Id at. 799 (Stevens, J., concurring).

64) Id.

65) Id at. 814-17 (Ginsburg, J., concurring).

66) Id at. 798 (Stevens, J., concurring).

(2) 合衆国憲法修正1条と裁判官候補者の言論規制

① 概論

合衆国憲法修正1条は、言論の自由を制限する法律の制定を禁止する。とはいえ、全ての言論に対して一律な憲法的価値を容認するものではない。このことは、裁判所において言論を制約する法律の合憲性の判断基準にみられる。つまり、その言論を制約する法律が、「内容に基づいた (content-based)」規制か、あるいは「内容に中立的な (content-neutral)」規制であるかである。そして一般に、前者の「内容に基づいた (content-based)」規制は厳格審査に服し、後者の「内容に中立的な (content-neutral)」な規制は中間審査といわれる手法で審査に服す。厳格審査の場合においては、言論に規制をかける側が、compelling interest があったことを証明しなければならない⁶⁷⁾。

修正1条の保護する中心的な言論は、政治的言論である⁶⁸⁾。公職の候補者の資質に関する議論は、合衆国憲法で定める統治システムの操作にとって必要不可欠であると考えられるからである⁶⁹⁾。つまり、候補者側には重要な諸問題についての討論をおこなう場とされ、投票者側には候補者選択の判断材料となる場となるからである。

しかし、政治的言論を保障する合衆国憲法修正1条を裁判官候補者の言論規制に適用する理由はどのようなものであろうか。この点につき、裁判官の法政策機能に注目をして検討するものがある。これによると、「裁判官候補者は、主権者の一人として選挙期間中に政治的発言をする。そして裁判官に選任されたならば、主権者の一人としておこなった政治的発言に基づいた形で、判決をすることで法政策機能を行使し、選挙民を統治するこ

⁶⁷⁾ Matthew J. O'Hara., *Supra* note 3., at. 200-203.

⁶⁸⁾ *Id.*

⁶⁹⁾ *Brown v. Hartlage*, 456 U.S. 265, 271-72 (1982).

とになる⁷⁰⁾として、裁判官も一人の主権者として修正1条における権利を行使しようとするものである。

② 裁判官候補者に対する言論制約とその合憲性審査基準

では、裁判官選挙における候補者言論制約の合憲性審査基準はいかなるものであろうか。この点につき、今回の White 事件判決と同様、裁判官候補者の言論規制に関する多くの事例では厳格審査が用いられている⁷¹⁾。しかし、厳格審査を用いるとして、その判断基準である compelling states interest に、州司法部の「公平性」をどのように当てはめ、評価するかが問題となる。「司法部の公平性」をより広義の意味で捉えるならば、言論制約を容認することになるからである。

「司法部の公平性」という理論的根拠付けを最初におこなったのは、O'Neil であったとされる。O'Neil は、「裁判官は、立法部や執行部の役人の候補者と相違した『威厳』をもち、また司法部に対する『大衆の信頼』を必要とすることから司法部の優位性がある」と主張し、これが「州司法部の公平性」の維持の条件となることを指摘する⁷²⁾。

これに対し、White 事件判決において Scalia の法廷意見は、「公平性」

(70) J. David Rowe, Notes, A Constitutional Alternative to the ABA's Gag Rules on Judicial Campaign Speech, 73 Tex. L. Rev. 597, 607-617 (1995).

(71) White 事件判決で連邦最高裁判所が厳格審査を用いる理由について、Minnesota 州の条項を評価する目的か、あるいは単に当事者がその適用に同意したからか、明確にされていないとする。Voting and Democracy, II. Judicial Elections and Free Speech, 119 Harv. L. Rev. 1133, 35. n54 (2006).

(72) Erwin Chemerinsky, Restriction on Speech of Judicial Candidates are Unconstitutional, 35 Ind. L. Rev. 735 n.43 (2002). その根拠として、1982年に公職の候補者に対して投票者に公約をすることを制限した州法を違憲と判示した Brown v. Hartlage 事件判決を挙げている。しかし、Brown 判決は、裁判官を対象とした判断ではないとの反論もある。Id.

の定義づけに関して3つの見解を示した。そのなかで本件では「事件に対する当事者の賛成あるいは反対の欠如」に該当すると暗に示したが、断言していない。この点について、「公平性」の意味について適正手続の観点から捉える見解がある。つまり、適正手続がやむにやまれぬ利益であるか、または適正手続が公平な裁判官を要求するのだからである⁷³⁾。この見方からすると、Scaliaは、裁判官候補者による発言は、最も高い保護のレベルに値する政治的言論であり、言論に対するこの配慮は、適正手続を要求する「公平性」について比較的狭義の定義と促えられるが、反対意見を示した Ginsburg は、裁判官選挙の状況でも適正手続の優位性を示し、広義に定義した。そのため、候補者言論に対する権利は狭義に解されることとなる⁷⁴⁾。

3章 裁判官候補者の言論制約をめぐる諸問題

裁判官選挙における候補者言論は、他の立法部や執行部職に対する選挙と比較して、一般的に厳格な規制の下にあるとする見方がある。他の公職選挙に比較して裁判官候補者の言論規制を厳格にする事由は、どのようなものであろうか。

規制を容認する説は、その根拠を「司法の公平性」・「司法部と政治との分離」⁷⁵⁾に求める。立法部や執行部の候補者は、候補者個人の政策が争点となり、市民はそれを判断基準として投票行動をする。これに対して市民が裁判官に求めるものは、法や客観的な事実に基づき判断をする専門的な

⁷³⁾ Voting and Democracy, II. Judicial Elections and Free Speech, 119 Harv. L. Rev. 1133, 41. (2006).

⁷⁴⁾ Id. n. 56.

⁷⁵⁾ Richard Briffault, Judicial Campaign Codes After Republican Party of Minnesota v. White, 153 U. Pa. L. Rev. 181 (2004).

学識や経験であり、個々の政治的見解は必要ないとする⁷⁶⁾。そのため、White 判決でも示されたように、州が「司法の公平性」の維持を強固に主張するならば、公選による裁判官選出の見直しも含めた議論が必需となる。そこで本章では、裁判官選挙の現状と制度そのものの是非について論じる。

(1) 裁判官選挙の現状

① 裁判官選挙の実情

一連の裁判官候補者に対する言論規制の可否に関する議論は、憲法解釈議論の枠を越えて、裁判官選挙制度の存在自体にも疑問を投げかけた。そもそも裁判官選挙を採用した理由は、任命制により任命された裁判官が、任命権者の意向に沿った判断をすることを恐れたためである。任命権者によるコントロールよりも、市民全体のコントロールを受ける選挙の方が、むしろ市民の意思を反映した判断が可能だと考えたからである⁷⁷⁾。

しかし、立法部や執行部の選挙と相違した裁判官選挙ならではの「司法部の独立」の問題がある。政治や特定の個人からの独立は、「司法部の公平性」を維持するためには必要不可欠の要素とされる。そのため、本論文で検討した候補者に対する選挙期間中の言論制約のみならず、政党加入の禁止⁷⁸⁾や選挙資金の調達を個人献金で賄う事をも禁止⁷⁹⁾する規定が存在する。事実、裁判官選挙を実施した9州の最高裁判所裁判官候補者の選挙資金は、1万ドル以上であったという⁸⁰⁾。とはいうものの、2006年に連邦最

⁷⁶⁾ Id.

⁷⁷⁾ Jonathan Remy Nash, Prejudging Judge, 106 Colum. L. Rev. 2168, 82-83 (2006).

⁷⁸⁾ Model Code of Judicial Conduct Canon 5C(2).

⁷⁹⁾ See id. Canon 5C(3).

高裁判所は、Randall v. Sorrell 事件判決⁸⁰において、選挙資金の個人・団体・政党からの資金提供の総額を定めた Vermont 州法を、合衆国憲法修正1条違反と判断している⁸¹。

また、利益団体の関与も顕著に見られる⁸²。ある調査によると、裁判官選挙において候補者の資質を測ることのできない投票者が、投票の際の判断基準に利益団体からもたらされた情報に依拠する割合は、全投票者の実に8割にも達するとの報告もある。政党から情報を得るとした者が2割ほどであるのに比べ、圧倒的な数である⁸³。とはいえ、利益団体から情報を得ることに問題がある。単一の事項にしか興味を示さない利益団体は、団体に有利な情報しか伝達しないだけでなく、誤った情報を流布する可能性も否定できない。そして、正確な情報を候補者から得ようとしても、commit 条項⁸⁴に阻まれ、それが困難な状況にある。このような状況下で利益団体が訴訟当事者となり、州法の定める commit 条項の違憲訴訟も提

⁸⁰ Erwin Chemerinsky, Restrictions on the Speech of Judicial Candidates are Unconstitutional, 35 Ind. L. Rev. 735, 737 (2002). Texas, Illinois, Ohio では、選挙資金の上限を設ける規定が存在しなかったために、過去2年間で当選にかかる平均コストが45%も上昇したともいう。Id.

⁸¹ 126 S. Ct. 2479 (2006).

⁸² 連邦最高裁判所は、連邦職員の選挙活動献金を禁じた連邦法が争われた Buckley v. Valeo, 424 U.S. 25(1971)判決に依拠し判断をした。連邦政府は、献金がおこなわれることにより汚職の可能性があることを主張したが、最高裁はその主張を退け、合衆国憲法修正1条違反だと判断した。

⁸³ Matthew J. Medina, The Constitutionality of the 2003 Revision to Canon 3(E) of the Model Code of Judicial Conduct, 104 Colum. L. Rev. 620 (2004).

⁸⁴ Michell T. Friedland, Disqualification or Suppression: Due Process and the Response to Judicial Campaign Speech, 104 Colum. L. Rev. 563, 626 (2004).

⁸⁵ 一般に commit 条項と呼ばれるこの条項は、2002年 White 事件判決で連邦最高裁判所において違憲判断がなされた Announce 条項と同じ意味をもつ内容であるとの判断もある。Family Trust Foundation of Kentucky, Inc. v. Ky. Judicial Conduct Comm'n, 388 F.3d 244, 227 (6th Cir. 2004). ↗

起⁶⁶⁾されている。

② 投票者の裁判官選択基準

では、投票者は裁判官選択基準をどこに置くべきであろうか。一般に、投票者が裁判官を選択する判断基準として3点挙げられる。まず、候補者の社会経験や学歴など個人経歴(個人的資質)、そして裁判官に必要な法律的知識の有無(個人的資質)、最後に候補者個人の法的・政治的なものの見方や考え方(イデオロギー)である⁶⁷⁾。しかし、一般の投票者は、裁判官の専門的知識の有無についての判断基準を持たないために、それ以外の判断材料、すなわち議論ある問題(例えば、妊娠中絶など)についての候補者個人の見解などを判断基準とせざるを得ない。これらの情報は、一般的に投票者に身近な利益団体やマスメディア⁶⁸⁾によってもたらされる。その結果、立候補した9割以上の候補者が当選をする控訴裁判所や主要な事実審裁判所の再任選挙において顕著にみられる傾向ではあるが、投票者を意識した行動や発言を判決に至る意思決定の段階で強いられているとの調査もある⁶⁹⁾。

▼ ちなみに Kentucky 州の Code of Judicial Conduct Canon 5 B(1)(c)は「裁判官職の選挙に立候補する裁判官あるいは候補者は、……裁判に提起される可能性のある事件・議論あるいは問題について候補者を言質で縛り、あるいは言質で縛ると思われる声明をしてはならない」と規定する。

⁶⁶⁾ Family Trust Foundation of Kentucky, Inc. v. Wolmizek, 345 F. Supp. 2d 672(E.D. Ky. 2004). Family Trust Foundation of Kentucky, Inc. v. Ky. Judicial Conduct Comm'n, 388 F.3d 244 (6th Cir. 2004).

⁶⁷⁾ Erwin Chemerinsky, Restrictions on the Speech of Judicial Candidates are Unconstitutional., 35 Ind. L. Rev. 735, 737 (2002).

⁶⁸⁾ ABA Special Comm. on Evaluation of Judicial Performance, Guidelines for the Evaluation of Judicial Performance ii (1985). See also., Penny J. White, Judging Judges: Securing Judicial Independence by Use of Judicial Performance Evaluations., 29 Fordham Urb. L. J. 1053, 1066 (2002).

⁶⁹⁾ Larry T. Aspin & William K. Hall, Retention Elections and Judicial Be-↗

このような状況から、候補者の裁判官資質を客観的評価するために、ABA や州が1980年代から基準作りを始めた。このような評価基準を最初に提示したのは New Jersey 州であるとされる。New Jersey 州最高裁判所は、この評価基準の位置づけを「裁判官の質を改善する目的」のための包括的な裁判官評価計画であるとした⁶⁰⁾。また、同様の評価基準を採用した Colorado 州では、「裁判官の質の改善」とともに、「司法部について一般大衆に情報提供」する目的であると明示する⁶¹⁾。

そして、ABA でも1985年に Criminal Justice Section の委員会において、評価基準（ガイドライン）の策定がなされた。しかし、このガイドラインは、裁判官行為規則と異なり、評価に値しない裁判官を懲戒する目的ではない。具体的には、裁判官職に必要な法律的な素養・資質（公平性や威厳など）の評価や、コミュニケーションスキルや裁判官職の遂行を左右する管理責任（担当する事件における未決数など）の有無などである⁶²⁾。とはいえ、問題は、これら多方面に亘る裁判官評価、特に客観的数値で計られる事項ではない資質などの主観的判定を誰が行うか、その実施機関にあると考えられる⁶³⁾。

(2) 裁判官選挙制度の是非

裁判官公選制は、多くの問題点があり非難もあるが、現実にはアメリカ合衆国のおおよそ3分の2の州で実施されている。そして、その多くは市

behavior, 77 Judicature 306, 307 (1994).

⁶⁰⁾ Id.

⁶¹⁾ Col. Rev. Stat. § 13-5.5-101 (2001 Cum. Supp.).

⁶²⁾ ABA Special Comm. on Evaluation of Judicial Performance, Guidelines for the Evaluation of Judicial Performance, 3-5 (1985).

⁶³⁾ Penny J. White, Judging Judges: Securing Judicial Independence by Use of Judicial Performance Evaluations., 29 Fordham Urb. L. J. 1053, 1072-76 (2002).

民に対する「アカウントビリティ」の重要性を説く。現役の Wisconsin 州最高裁判所首席裁判官である Shirley S. Abrahamson は、自身の選挙活動の経験をもとに公選制擁護の発言をする。Abrahamson によると、裁判官候補者は、選挙活動を通じて市民と対話することでアカウントビリティを行使し、その結果市民からの評価と尊敬を獲得でき、また市民にとっても司法に対する関心をもつことができるという。また、反対論が重要視する裁判官が市民に迎合した判決をする可能性については、裁判官の責務である法に基づいて判断すること、ならびに裁判所におけるチェック機構が正常に機能することによって回避可能だと主張する。とはいえ、実際は市民の裁判官選挙に対する関心は低いといわざるを得ない。また多額の選挙費用も要する。Abrahamson は、この点に対して、「司法権の独立」が市民を保護のために必要であるとの認識を持たせる努力をすること、そして選挙費用の公費支出が不可欠だとの提言をしている⁹⁴⁾。

これに対して裁判官選挙に対する批判は、当然のように「司法権の独立」の観点からなされる。Federalist で Hamilton が述べた⁹⁵⁾ ように、司法部は立法部・執行部といった政治機関から独立し、個人（特に少数者）の権利保護のために存在する。裁判官公選制を採用すると、多数者と同じ観点到に立つために、法や憲法に従い少数者の権利保護をすべき裁判所本来の役割から逸脱するものであるとする見方である。

やはり、公選制を採用するか否かは、White 事件連邦最高裁判所判決で O'Conner 裁判官が述べたように⁹⁶⁾、「司法の公平性」あるいは「市民に対

⁹⁴⁾ Shirley S. Abrahamson, The ballot and the bench. 76 NYULR 973 (2001). 邦語文献として、藤倉皓一郎「市民はいつも法の主人！(1)裁判官を選挙する」時の法令1699号52頁以下参照（2003）。

⁹⁵⁾ The Federalist No. 78, at 465 (Alexander Hamilton) (Clinton Rossiter ed., 1961).

⁹⁶⁾ Republican Party of Minnesota v. White, 536 U.S. 765, 792 (2002).⁷⁾

するアカウンタビリティ」いずれを主目的とするのか、その選択の時期にあるといえよう。

おわりに

White 事件判決を受けておこなわれた2003年の ABA の行為規範改訂は、ABA を範として制定していた各州の裁判官行為規則にも多大な影響を及ぼした。その結果、announce 条項は多くの州で削除されたが、判決中言及されなかった announce 条項に代わる言論制約条項となる Pledges 条項・Promises 条項・Commit 条項は、依然として43州で規定された⁹⁷⁾。そのため、これら条項に対する違憲訴訟が各州で頻発したことはいうまでもない⁹⁸⁾。しかも、White 事件は5（このなかには Rehnquist や O'Connor が含まれる）対4でかろうじて違憲と判断されており、またその違憲とされた論拠で判断したために多くの混乱を生じさせた。

また、White 事件判決の当事者である Minnesota 州でも、連邦最高裁判所の違憲判決を受けて見直しを余儀なくされた。規範見直しのための委員会の設置がなされ、最高裁判所判決の内容を包含した形で「公平性」につ

↘ (O'Connor J. concurring). 「選挙民に対してアカウンタビリティを果たすことは、司法部の公平性との間の妥協を不可避にする。州は、裁判官の公平性を追求するあまりに announce 条項により候補者言論を制限したが、真に公平性を追及するならば、裁判官の選出方法を選挙にしたことに問題がある」と述べる。

⁹⁷⁾ Model Code of Judicial Conduct Canon 5 A(3)(d)(1). See also., Matthew J. Streb, *Judicial Elections: A Different Standard for the Rulemakers?*, in *Law and Election Politics: The Rules of the Game*, 171.181 (Matthew J. Streb ed., 2005).

⁹⁸⁾ 代表的な事例として, *Weaver v. Bonner*, 309 F.3d 1312 (11th Cir. 2002)., *Family Trust Foundation of Kentucky, Inc. v. Wolnitzek* 345 F. Supp. 2d 672 (E.D. Ky. 2004), stay denied sub nom. 合憲と判断した代表的な事例として *In re Rabb*, 793 N.E.2d 1287 (N.Y. 2003).

いて再定義をした⁹⁹⁾。さらに、注目すべき事柄は、非党派選挙の形を維持しつつも、自身の見解を公表し、さらに献金をも受領可能として、立法部選挙同様の選挙活動をおこなえるように行爲規則を改めたことである¹⁰⁰⁾。

現実問題として裁判官が担っている法政策機能の観点からすると、候補者の政治的発言は容認せざるを得ない状況にはある。しかし、それを全て容認することは、やはり「公平性」の観点からすると大きな問題が残る。市民に対するアカウントビリティを優先した Minnesota 州では、司法部の公平性の維持は「裁判官意識」にあると説く¹⁰¹⁾が、政治的発言をした候補者が裁判官に就任した場合、その発言内容に拘束されるのか否か、あるいは忌避といった方法を選択できるのか、といった問題は常に残る。

やはり裁判所の正当性は裁判官に対する市民の尊敬に依拠する以上、市

99) 「Impartiality あるいは Impartial は、特定の当事者または当事者のクラスに賛成・反対をするための、偏見・先入観が存在しないことである。これは、裁判官に提起される可能性のある、また考慮を必要とされる問題において、openmind を維持することと同じである」と定義する。Minn. Stat. Ann., Code of Judicial Conduct, Canon 5E (as amended Sept. 14, 2004). See., also. Republican Party of Minnesota v. White (White II) 416 F.3d 738, 767 (8th Cir. 2005).

100) 新たに2005年に Republican Party of Minnesota v. White (White II) 416 F.3d 738 (8th Cir. 2005), Cert denied, 126 S. Ct 1165 (2006). として訴訟が提起され、州が規定する裁判官の政党活動と献金条項の合憲性について争われた。第8巡回区控訴裁判所は、White 事件判決の論拠に基づき、偏見の欠如ならびに openmindness が poorly tailored されているとして修正1条違反と判断した。

101) Russell A, Anderson, The State of Judiciary—New Eva for the Judiciary—, 63-AUG Bench & B. Minn, 20, 23(2006). ちなみに、Minnesota 州では、裁判官を選挙により選出するが、もし任期途中で空席が生じた場合は、知事が任命する。実際は、裁判官職に初就任する場合、選挙よりも任命による方が多いとされる。しかし、任命による就任であれ任命後1年以上経過した後に実施される裁判官選挙に、現職であることを示した上で立候補しなければならない。(任期6年) See., Minn. Coust. Art VI § 7, 8.

民は裁判官に対してどのような役割を求めのかを再考する必要がある。この点、市民に対するアカウントビリティを重視することを明確に示した Missouri 州の選択は、裁判官の資質と市民に対する説明責任双方を充足する制度とされる Merit System が主流になりつつあるなかで注目に値しよう。